

被災者コミュニティ自立促進事業業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集する。

平成 28 年 4 月 25 日

会津若松市長 室 井 照 平

## 1 業務概要

### (1) 業務名

被災者コミュニティ自立促進事業業務委託

### (2) 業務の目的

震災から 5 年が経過し、会津地域に定住される避難者も多い中、まちなかにおける交流の場づくりにより、地元住民との交流を通じた文化継承や生きがいつくり、情報やネットワークを活かした創業支援を行うことで、被災された方々とのコミュニティ形成と就業・創業による自立を促すとともに、まちなかの活性化を図る。

### (3) 業務の内容

別紙「被災者コミュニティ自立促進事業業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### (5) 業務に係る委託料上限額

8,976,495 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 2 プロポーザルを適用する理由及び効果

本事業の業務委託の実施にあたり、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした企画の提案を広く求め、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定するため。

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1) 市の区域内に事業所を有すること。

(2) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年会津若松市告示第 91 号）第 5 条の規定に基づき作成した名簿に登録されていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である

こと。

- (4) 会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成 25 年 3 月 22 日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) プロポーザルに参加する他の者と資本関係又は人的関係（取締役の兼務）がないこと。
- (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 19 年 12 月 14 日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (7) 前各号に定めるものの他、この募集要項において求める要件を満たしていること。

#### 4 スケジュール

日程	時間	内容
4 月 25 日		公募開始（公告日）
5 月 16 日	17 時 15 分	質問書の受付締め切り
5 月 18 日	17 時 15 分	参加意向申出書の提出締め切り
5 月 23 日		企画提案書の提出締め切り
5 月 25 日	10 時 00 分	選考委員会
5 月 26 日		審査結果の通知予定・契約締結予定

#### 5 質問方法

(1) 提出書類

質問書（様式 9）

(2) 提出期限

平成 28 年 5 月 16 日（月） 17 時 15 分必着

(3) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールによること。

※ 送信後、電話で着信を確認すること。

(4) 提出先

会津若松市観光商工部商工課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

電話番号 0242-39-1252（直通） ファクシミリ 0242-39-1433

電子メール shoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(5) 質問への回答方法

質問書への回答については、随時行うものとする。なお、質問者にはファクシミリまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載するものとする。

#### 6 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

(1) 公募期間

平成 28 年 4 月 25 日（月）から平成 28 年 5 月 18 日（水）まで

(2) 提出書類

参加意向申出書（様式 1）

(3) 提出期限

平成 28 年 5 月 18 日（水） 17 時 15 分必着

(4) 提出方法

郵送またはファクシミリによること。

※ ファクシミリによる場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

(5) 提出先

会津若松市観光商工部商工課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

電話番号 0242-39-1252（直通） ファクシミリ 0242-39-1433

(6) 参加を辞退する場合

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（様式 10）を郵送または持参により、(5)の提出先へ提出すること

(7) 様式等の入手方法

参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。

(掲載場所)

トップページ > 事業者の方へ > 分野別（入札情報） > 各分野のページ（発注情報・契約情報（契約検査課以外））

## 7 提案書の作成及び提出方法

(1) 企画提案書の内容

①会社概要 ②類似業務の実績 ③業務実施体制 ④総括責任者・担当者の経歴・類似実績 ⑤業務に対する基本的な考え方 ⑥企画案 ⑦全体工程表 ⑧見積明細書

(2) 提出書類

(様式 2) 表題

(様式 3) 会社概要

(様式 4) 類似業務の実績

(様式 5) 業務実施体制

(様式 6) 総括責任者・担当者の経歴・類似実績

(様式 7) 業務に対する基本的な考え方

(様式 8) 企画案（3 枚以内）

(任意様式) 全体工程表（1 枚）

(任意様式) 見積明細書 (1 枚)

(3) 提出部数 8 部

(4) 提出期限

平成 28 年 5 月 23 日 (月)

(5) 提出方法

①会津若松郵便局留の一般書留または簡易書留郵便によること。

②郵便局の郵便窓口への差し出しは、平成 28 年 5 月 16 日 (月) 以降に行うこと。

③提出期限日に会津若松郵便局必着で差し出すこと。

(※ 会津若松郵便局に到着後 10 日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。)

(※ その他の方法 (持参、普通郵便、ファクシミリまたは電子メール) による提出は、失格となるので留意すること。)

(6) 提出先 (あて先)

別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとする。

(7) 作成上の注意点

①事業終了期間を平成 28 年度末として作成すること。

②各提案書は、A 4 判縦、左綴じ、片面、横書き、文字は 11 ポイントとすること。

③書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限ること。

④提案書の内容に不足がある場合、その項目は 0 点となるので記載漏れに注意すること。

(8) 費用の負担等

企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類等は、返還しないものとする。

## 8 審査方法

(1) 審査体制

選定に係る審査は、市が依頼した 5 名の選考委員により組織された選考委員会 (以下「委員会」という。) が行うものとする。

(2) 審査方法

①提出書類及び提案者へのヒアリングにより、委員会が審査項目について審査を行う。

②審査基準をもとに 100 点満点で審査し、本業務に適した提案者を選定する。

(3) 期日

平成 28 年 5 月 25 日 (水) ※時間は後日連絡する。

(4) 場所

生涯学習総合センター 3 階 研修室 7

(5) ヒアリングの方法

- ①ヒアリングには、2名までの出席が可能。
- ②ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間については、平成28年5月24日（火）に電話及びファクシミリにて連絡するものとする。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明するものとする。
- ④プレゼンテーションの時間は、各団体25分程度（内容説明15分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ⑤ヒアリングの際に新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

## 9 審査基準

別紙「被災者コミュニティ自立促進事業業務委託プロポーザル企画提案審査基準」によるものとする。

## 10 結果の通知及び公表

審査において選定された提案者名について、参加者全員にファクシミリ及び郵送による文書にて通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表するものとする。

なお、参加者は、選考結果について異議、その他の苦情の申出をすることはできないものとする。

## 11 失格条項

- (1) 参加意向申出書の提出期限日における参加者の参加資格の有無を確認し、要件を満たしていない場合。
- (2) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合。
- (4) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (5) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- (6) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合。
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合。
- (8) その他委員会が不適格と認める場合。

## 12 契約手続

プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。

市は、委員会で選定された提案者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

選定された提案者は、市との契約締結に当たり、契約予定額の100分の10以上の額の契約保証金を会津若松市に納入すること。

その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行うものとする。

### 13 留意事項

- (1) 提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (2) ヒアリングの指定された日時は、厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに商工課まで連絡すること。
- (3) 参加者が1者の場合であっても、選考委員会は実施する。